

仮想的核戦力概念と「核兵器のない世界」

一政 祐行

〈要 旨〉

冷戦期にシェル (J. Schell) らが提唱した仮想的核戦力概念を巡って、従来、核軍縮論からは核の脅威の正当化や軍縮の不可逆性要件への抵触、そして核兵器にまつわる差別的構造を固定化してしまうといった点が問題視され、また核抑止論からは同概念自体が内包する不安定性の問題や実現可能性、第二撃能力の低下を招く核戦力再構築の考え方等が厳しく批判されてきた。本研究は、米国オバマ政権が提唱した「核兵器のない世界」の政治的理念を巡る核軍縮論と核抑止論との議論に新たな結節点を模索するとの観点のもと、仮想的核戦力概念が今日の国際安全保障環境にもたらし得るインプリケーションについて、核抑止及び核軍縮と核不拡散の2つの側面から考察を試みたものである。

はじめに

冷戦末期からポスト冷戦期の初頭にかけて、安全保障を専門とする国際政治学者や核関連技術分野を専門とする核物理学者らの間で仮想的核戦力 (Virtual Nuclear Arsenals / Virtual Nuclear Forces) の概念を巡る議論が行われた。この仮想的核戦力概念の源流の一つと考えられるのは、1984年にシェル (J. Schell) が提唱した検証可能な全ての核兵器の解体・管理という核軍備管理政策と、危機においては数週間から数ヶ月のリードタイムのもと、核兵器国が自らの核戦力の再構築できるという新たな「兵器なき抑止 (Weaponless Deterrence)」の考え方であった¹。その後、コーエン (A. Cohen) とピラット (J. Pilat)²、メイザー (M. Mazarr)³、ベイリス (J. Baylis) とオニール (Robert O'Neill)⁴らによって仮

1 Jonathan Schell, *The Abolition* (1984) reprinted in *The Fate of the Earth and the Abolition*, Stanford: Stanford University Press, 2000, p.118.

2 Avner Cohen and Joseph F. Pilat, "Assessing Virtual Nuclear Arsenals," *Survival* (40-1), Spring 1998.

3 Michael J. Mazarr ed., *Nuclear Weapons in a Transformed World: The Challenge of Virtual Nuclear Arsenals*, New York: St. Martin's Press, 1997.

4 John Baylis and Robert O'Neill eds., *Alternative Nuclear Futures: The Role of Nuclear Weapons in the Post-Cold War World*, New York: Oxford University Press, 2000.

想的核戦力が核不拡散や戦略的安定性に対して及ぼすインパクトが論じられるなど、ポスト冷戦期の米口間の核戦力削減や、核兵器不拡散条約(NPT)の無期限延長といった背景のもとで、仮想的核戦力概念の持つ可能性や問題点が様々な角度から考察された。しかし、1998年のインドとパキスタンの核実験や2003年の北朝鮮のNPT脱退、そして米国ブッシュ(G. W. Bush)政権期における多国間の核軍縮コミットメントへの低下、更にはNPT体制そのものの存続が危ぶまれた2005年のNPT運用検討会議の顛末等を経て、主要核兵器国の関心が核軍縮から核不拡散へとシフトする傾向が続くなか、仮想的核戦力を巡る議論は影を潜めるようになった。この間、核軍縮論と核抑止力論のいずれの立場においても、実際に仮想的核戦力の議論が取り上げられることは殆どなかったと言ってよい⁵。

しかし、相次ぐNPT違反の露呈や核兵器の闇市場の発覚など、まさに「核兵器拡散の曲がり角(Nuclear Tipping Point)」に差し掛かりつつある今日の国際社会⁶において、2009年のオバマ(B. Obama)大統領によるブラハ演説⁷や、フーバープロジェクト(Hoover Project)⁸を端緒とするシュルツ(G. Shultz)、ペリー(W. Perry)、キッシンジャー(H. Kissinger)、ナン(S. Nunn)らホワイトハウス歴代の重鎮達のウォールストリートジャーナル誌上への寄稿論文⁹のように、グローバルな核拡散の懸念の増大に鑑み、米国のイニシアティブのもとで核兵器への依存を低減し、将来的な核軍縮に向けて歩み出す必要性を説きつつ、米国の核抑止力を将来にわたって維持するために核兵器の安全性や信頼性は担保するという考え方が国際社会から注目を浴びるようになった。

こうした米国の外交・防衛エスタブリッシュメントによる一連の「核兵器のない世界」提案に伴い、将来の核軍縮論と核抑止論との結節点の模索が進められるようになったものの、あくまでも長期的なスパンで捉えざるを得ない核軍縮と、「核兵器のない世界」の実現までは他を圧倒する核抑止力を維持し続けねばならないとする米国のジレンマの深刻さ

5 近年の数少ない事例としては以下を参照。George Perkovich and James M. Acton eds., *Abolishing Nuclear Weapons: A Debate*, Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2009.

6 Mitchell B. Reiss, "The Nuclear Tipping Point: Prospects for a World of Many Nuclear Weapons States," in Kurt M. Campbell, Robert J. Einhorn and Mitchell B. Reiss eds., *The Nuclear Tipping Point: Why States Reconsider Their Nuclear Choices*, Washington D.C.: Brookings Institution Press, 2004, p.4.

7 "Remarks by President Barack Obama, Hradcany Square, Prague, Czech Republic," The White House, Office of the Press Secretary, 5 April 2009. http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-By-President-Barack-Obama-In-Prague-As-Delivered/ (accessed 20 October 2010)

8 George P. Shultz, Steven P. Andreasen, Sidney D. Drell and James E. Goodby eds., *Reykjavik Revisited: Steps Toward a World Free of Nuclear Weapons*, Stanford: Hoover Institution Press, 2008.

9 George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "A World Free of Nuclear Weapons," *Wall Street Journal*, 4 January 2007.; George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "Toward a Nuclear-Free World," *Wall Street Journal*, 15 January 2008.; George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "How to Protect Our Nuclear Deterrent," *Wall Street Journal*, 19 January 2010.

が、改めて浮き彫りになっている。また、シュレジンジャー (J. Schlesinger)¹⁰やスコークロフト (B. Scowcroft)¹¹らが主張するように、核軍縮を推進することによって世界は逆に不安定化するといった「核兵器のない世界」への警鐘もある。特に、偶発的事態や誤認等、警報即発射態勢 (Launch-on-warning) 下での人為的・技術的要因による核兵器使用のリスク低減、非核兵器国の核拡散防止義務へのバーゲニングとしての核兵器国による核軍縮交渉義務の履行、管理の緩い核 (Loose Nukes) の拡散防止及び国際テロリスト等の非国家主体への核兵器及び核関連物品の流出阻止等の課題に対して、米国のみならず国際社会全体が何らかの答えを見出さねばならないことが明らかになっている。

このように「核兵器のない世界」を標榜する動きが核兵器国間で議論となっている今日の状況のもと、本稿は仮想的核戦力が持つ意義と課題に改めてスポットライトを当てることで、仮想的核戦力概念が「核兵器のない世界」に至るプロセスにどのようなインパクトをもたらしうるか基礎的な考察を試みる。そのために、以下ではまず仮想的核戦力概念を巡る様々な論考への整理を行う。次に伝統的な核抑止力の論理に対して仮想的核戦力概念がどのような考え方を提示してきたのか、核抑止論者からの批判も参照しつつ検討する。最後にグローバルな核軍縮・核不拡散との関係を踏まえ、「核兵器のない世界」を巡る議論のなかでの仮想的核戦力概念の位置づけを考察する。

第1章 仮想的核戦力概念再考の今日的意義

1 核戦力削減から「核兵器のない世界」に至る結節点の模索

仮想的核戦力概念について論考を進めるにあたり、はじめに今日の国際社会が直面する「核兵器のない世界」を巡る課題について考察したい。オバマ大統領が提唱した「核兵器のない世界」という概念自体は決して新しいものではなかったが、前述したような米国ホワイトハウスの元重鎮らをはじめとした多くの実務家や各国の政治家、研究者らの支持を得たことも手伝って、現実の安全保障問題として米国国内はもとより、同盟国間でも様々な立場から議論が戦わされることとなった¹²。その結果、政治的理念としての「核兵器の

10 Melanie Kirkpatrick, "Why We Don't Want a Nuclear Free World: The Former Defense Secretary on the U.S. Deterrent and the Terrorist Threat," *Wall Street Journal*, 13 July 2009. <http://online.wsj.com/article/SB124726489588925407.html> (accessed 18 February 2011)

11 ジャクソン・ディール、ウィリアム・ペリー、ブレント・スコークロフト 「『核のない世界』と核拡散という現実：北朝鮮、イランと核不拡散」『フォーリン・アフェアーズリポート』(No.7) 2009年、66～68頁。

12 近年、防衛研究所においても同様のテーマで国際会議が開催され、「核兵器のない世界」のビジョンが各国の核政策に及ぼす影響について様々な立場から議論されている。2009年度安全保障国際シンポジウム報告書『主要国の核政策と21世紀の国際秩序』防衛省防衛研究所、2010年。

ない世界」は核軍縮論者からの強い期待感と失望を、そして核抑止論者からは困惑、反発、或いはシニカルな批判をもって迎えられたと言わざるを得ない状況にある。このことは2010年4月に発表された米国の『核態勢見直し報告書(NPR Report)』冒頭で言及される複数の指標、即ち(1)米国の核戦力の規模と役割の低減、(2)米国の拡大抑止に依存する同盟国やパートナーへの再保証、(3)戦略的安定の強化、(4)核兵器の廃絶に向けた前進という、それぞれが相矛盾した方向性にも如実に現れている¹³。このように、今日の「核兵器のない世界」提案が核軍縮や核抑止に関する国際的な関心を喚起したことは画期的であったものの、いかにして「核兵器のない世界」を実現するかという問いに対して、誰もが合意できる明確な解は未だに得られていない。

ベリーとスコークロフトらは「核兵器のない世界」を目指すにあたって、①ロシアと中国を中心とする核兵器を保有する国々と米国との戦略対話の再活性化、②国際的な核不拡散レジームの強化、③拡大核抑止の再保証、④核抑止力の信憑性の維持、そして⑤核兵器及び全世界規模での兵器転用可能な核分裂性物質のセキュリティの確保といった課題に取り組む必要性を指摘する¹⁴。このうち、①については2010年に行われた累次の米ロ二国間協議を経て、新戦略兵器削減条約(START)締結へと結実したこと¹⁵や、米中ハイレベル間での核戦略協議が開始されたこと¹⁶など、まさに戦略対話が端緒を開きつつある。また②と⑤に関しても、保障措置を担う国際原子力機関(IAEA)へのファンディングの強化¹⁷や、2010年の核セキュリティ・サミットの成功¹⁸に代表されるように、具体的な成果が挙がり始めている。しかしながら、特に③と④の課題に集約される核抑止の中核的概念の昇華については、可視的な対応をとることが必ずしも容易ではない。今後、必要な抑止力は維持しつつ、グローバルな核戦力の削減から最終的な核兵器の廃絶へと至る現実的な結節点を模索するために、何らかの新たな処方箋が求められることは必至だと言えよう。

13 一政祐行「米核戦略指針NPR2010を読む」『週間e-world』2010年4月21日号。

14 William J. Perry, Brent Scowcroft and Charles D. Ferguson, "Op-Ed: How to Reduce the Nuclear Threat," *Wall Street Journal*, 27 May 2009.

15 "Exchange of Instruments of Ratification for the New START Treaty," U.S. Department of State, 5 February 2011. <http://www.state.gov/secretary/rm/2011/02/156041.htm> (accessed 20 February 2011)

16 Moring Joe, "Gates Discusses Nuclear Policy with China," Ploughshares Fund. <http://www.ploughshares.org/news-analysis/morning-joe/gates-discusses-nuclear-policy-china> (accessed 20 February 2011)

17 Peter Crail, "IAEA Budget Gets Modest Boost," *Arms Control Today*, September 2009. http://www.armscontrol.org/act/2009_09/IAEAbudget (accessed 21 October 2010)

18 Hillary Rodham Clinton, "DipNote: Nuclear Security Summit Advances Our Goal of a World Free From Nuclear Danger," U.S. Department of State Official Blog, 15 April 2010. http://blogs.state.gov/index.php/site/entry/world_free_from_nuclear_danger (accessed 14 August 2010); "Assessing Obama's Nuclear Security Summit: Takeaways from Experts at Harvard Kennedy School's Belfer Center," Belfer Center for Science and International Affairs, 14 April 2010. http://belfercenter.ksg.harvard.edu/publication/20072/assessing_obamas_nuclear_security_summit.html (accessed 7 December 2010)

2 仮想的核戦力概念の3つの類型

かかる問題意識のもとに、本節では仮想核戦力概念の従来の代表的な論考を大きく三つの類型のもとに整理したい。まず一つ目は、核兵器を開発・保有するために必要と目される最低限の技術的基盤を有しながらも、核兵器開発を行わない決定をした非核兵器国の余剰核分裂性物質をして、仮想的核拡散 (Virtual Proliferation) だと見なす仮想的核戦力概念である¹⁹。この類型の一例として、2008年にIAEAのエルバラダイ (M. ElBaradai) 事務局長 (当時) が日本やスウェーデンなどの原子力先進国を指して「仮想的核戦力国 (Virtual Nuclear Powers)」と表現したこと²⁰が指摘できる。二つ目は前述した仮想的核戦力国の変形として、非核兵器国が自国の核兵器開発能力を評価し、いつでも核武装が可能な仮想的核戦力国だと自認することを指す仮想的核戦力概念である。そして三つ目の類型は前述したシエラの提案に代表される、核軍備管理と新たな核抑止の在り方を論じた仮想的核戦力概念である。この最後の類型は、ヘア・トリガー状態に置かれた配備済みの核戦力から即応性を除去し、照準外しや核弾頭と運搬手段の分離・個別管理を行うこと、また有事においては、解体された核戦力の再構築を認める提案であり、前述した二つの類型とは議論の性質も目的も大きく異なる。以上の仮想的核戦力概念の3つの類型について、本稿では便宜上、それぞれ①拡散懸念国の潜在的な核兵器開発能力に着目した仮想的核戦力、②潜在的に核兵器開発能力を持つことを自認しつつも、これまでは非核兵器国の地位に留まる選択をしてきた仮想的核戦力 (国)、そして③全ての核兵器保有国がとるべき新たな核軍備管理・核抑止の手段としての仮想的核戦力と定義したい。

類型①は、実質的にはIAEA保障措置が検証対象とする平和利用目的の原子力の軍事転用であり、NPT第2条・第3条違反の行為に等しい。この仮想的核戦力概念との関連ではNPTに内在する抜け穴、即ち条約上で核兵器の製造と核爆発とが明確に定義されていないため、核兵器開発に関する理論研究は実質的な禁止事項ではないとの解釈に立ち、確信犯的な拡散者に対する規制や禁止が困難だという指摘もある²¹。しかし、こうした軍事転用のリスクは保障措置や不拡散に対する国際規範の強化によって、ある程度は封じ込めることが可能であり、また逆に意図せざる拡散の嫌疑がかけられた場合にも、IAEA保障措置の受け入れや情報提供等を通じて、違反の事実の不在を立証することができる。他方、確

19 Cohen and Pilat, *Op. Cit.*, p.129.

20 “Virtual Nuclear Powers a Looming Threat, ElBaradei Warns,” *Global Security Newswire*, May 15, 2009. http://www.globalsecuritynewswire.org/gsn/nw_20090515_3217.php (accessed 10 October 2010) 尚、同様の表現として以下も参照。Michael Brown, “Nuclear Doctrine and Virtual Nuclear Arsenals,” in Mazarr ed., *Op. Cit.*, p.39.

21 Cohen and Pilat, *Op. Cit.*, p.131.

信犯的な拡散者の視点からすれば、類型①は核兵器開発へ向かう過渡的な状態を包含することとなる。

次の類型②に関しては、特に非核兵器国による独自の核抑止力獲得を巡り、核兵器開発に必要と目される最低限の技術基盤を有した国々で議論されてきた。例えば公にされているスウェーデン外交政策研究所による冷戦期の研究成果では、同国の核兵器開発能力を技術的な側面から淡々と評価した上で、外交安全保障上の観点で核武装するメリットとデメリットを明らかにしている²²。また政治的論争から実際の技術的検討までの幅はあれども、韓国や台湾、ドイツ、カナダ等でも自国の潜在的な核兵器開発能力を巡る議論が行われたとの指摘もある²³。日本国内においても、これまで政治家による仮想的核戦力概念に類した議論²⁴や、大学や学術機関等での研究が行われたとされる²⁵。この日本の事例だけを見ても、例えばNPT体制下で非核兵器国としての地位に留まりつつも、万一安全保障上の必要が発生した場合に備えて核兵器開発のフリーハンドは残すべきとする、有事における潜在力としての仮想的核戦力を期待する考え方²⁶や、核兵器保有能力がありながらも核武装しないという道徳的優位のもとに、核軍縮交渉を強い立場から推進すべしといった考え方²⁷など、いくつかの細分化されたパターンが見受けられる。

他方で、冷戦期終盤やポスト冷戦期初頭に北米を中心として議論された仮想的核戦力とは、専ら③の仮想的核戦力概念であったと言えよう。この概念では核兵器国に数週間で核兵器を組み立てる(再構築する)能力と、そのための核分裂性物質の備蓄、熟練した核兵器技術者、そして組み立て施設を待機態勢のもとに置くことを認めるという、新たな核態勢の構造を提示する。そして、万一核兵器が必要な状況が生じた場合には、数週間から数ヶ月のリードタイムのもとに核兵器を組み立て、危機を抑止・対処できるとする²⁸。即ちこの概念においては、実際に核兵器が使用されるリスクを低減できる一方で、核軍備管理・

22 スウェーデン外交政策研究所(編)、鹿島平和研究所(訳)『スウェーデンの核兵器問題』鹿島平和研究所、1977年、1～368頁。

23 杉田弘毅『検証非核の選択：核の現場を追う』岩波書店、2005年、138～155頁。

24 Maria Rost Rublee, *Nonproliferation Norms: Why States Choose Nuclear Restraint*, Athens: University of Georgia Press, 2009, p.75.

25 Christopher W. Hughes, *Japan's Remilitarization*, New York: Routledge, 2009, p.105.; 杉田、前掲書、68～76頁。; 桃井真「日本の戦略」高坂正堯、桃井真(編)『多極化時代の戦略：さまざまな模索(下)』日本国際問題研究所、1983年、470～475頁。; 小川伸一「再燃している日本の核武装論をめぐる議論について」『ブリーフィング・メモ』2003年、1～6頁。<http://www.nids.go.jp/publication/briefing/pdf/2003/200304.pdf> (2011年2月20日アクセス)

26 岸田純之助『核』学陽書房、1975年、156～168頁; 谷田部厚彦『核兵器不拡散条約論』有信堂、1971年、134～140頁。

27 永井陽之助『核と平和の代償』中央公論社、1967年、131～132頁; Mataka Kamiya, "Nuclear Japan: Oxymoron or Coming Soon?" *Washington Quarterly*, Winter 2002, pp.63-75.

28 Perkovich and Acton, *Op. Cit.*, pp.122-124.

核軍縮を推進する上での障害の一つである、核兵器国及び実質的な核兵器保有国間での戦略的安定性を維持し、また現状のパワー分布を固定することを通じて予測可能性を高めることが期待されていたと言える。核抑止論や核軍備管理・核軍縮の議論にも目配りしつつ仮想的核戦力概念を整理したメイザーによれば、同概念の持つアドバンテージとは (i) 国際政治における核兵器の持つ政治的・軍事的役割とその位置付けを低減させ、(ii) 核兵器が誤認や事故、或いは指揮命令を無視して発射されるリスクを除去し、(iii) 核拡散を止め、地域の安全保障環境の改善に貢献できることだとされる。その上で、全ての核兵器が解体され、運搬手段と弾頭関連部品等が別々に保管される態勢が常態化した暁には、全ての仮想的核戦力国が相互に核戦力の再構築を監視し、違反を抑止しあう構造となるため、核兵器解体に対する合意も遵守されると指摘している²⁹。以上を踏まえた上で、本稿はこの類型③が示す仮想的核戦力概念と、その言うなれば国際レジーム³⁰としてのインプリケーションに焦点を当て、以下に論考を進めることとする。

第2章 仮想的核戦力概念と核抑止

1 仮想的核戦力レジームへの移行と抑止力

仮想的核戦力への移行のロードマップとして、メイザーは大きく3段階の手続きが必要だと指摘する。まず仮想的核戦力への移行第1段階では、核兵器の保有を宣言した全て国が、潜水艦発射式及び移動式ミサイル等の運搬手段とともに一定数の運用可能な核戦力を保持する。次の第2段階では、これらの核戦力は誘導システムの取り外し等の措置をとることによって、運用待機態勢を徐々に緩和・解除する。そして仮想的核戦力への完全な移行が完了する第3段階では、最終的に組み立てられている核兵器は一切存在しない状態となる³¹。このとき、仮想的核戦力レジームの安定性を担保する観点から、奇襲第一撃の脅威によって核戦力再構築の能力に大きなダメージを与え得る中距離以上の長射程戦略ミサイルは、全て禁止すべきと主張する³²。

それではこのロードマップに従い、実際に全ての核兵器国と実質的な核兵器保有国が核

29 Michael J. Mazarr, "Virtual Nuclear Arsenals," *Survival* (37-3), Autumn 1995, p.22.

30 国際レジームについては、クラズナー (S. Krasner) の「国際関係の特定分野における明示的な、あるいは暗黙の原理や規範、ルール、そして意思決定の手続きのセットであって、それらを中心に行為者の期待が収斂するもの」との定義を参照。Stephan D. Krasner, "Structural Causes and Regime Consequences; Regimes as Intervening Variables," in Stephan Krasner ed., *International Regimes*, Ithaca: Cornell University Press, 1982, p.2.

31 Michael J. Mazarr, "The Notion of Virtual Arsenals," in Mazarr ed., *Op.Cit.*, pp.14-15.

32 Michael J. Mazarr, "Virtual Nuclear Arsenals: A Second Look," in Mazarr ed., *Op.Cit.*, p.386.

兵器の解体を進めるプロセスのなかで、核抑止力はどのような変化を受けるのだろうか。この点について、メイザーは仮想的核戦力レジームにおける抑止力を2つの構造から説明する。一つ目は、かつての核兵器国は他の核兵器国が秘密裏に核兵器開発を行うことがないよう、常に相互監視を行うが、万一核兵器の開発や核戦力の再構築が確認された場合には、その他の仮想的核戦力国も各々の核戦力を速やかに再構築することによって、核攻撃を相互に抑止し合うという構造である。次にもう一つの抑止力として、仮想的核戦力に関する合意が遵守されない場合には、かつての核兵器国が仮想的核戦力レジームから脱退し、自国の核戦力を全面的に再構築する可能性も否定しえないという心理的な脅迫効果によって、合意遵守違反の出現を抑止するとの構造を説明する³³。このとき、抑止の実効性を担保するために、核戦力再構築のリードタイムや再構築される核戦力の規模が重要な要素となってくる。この点で、シェルは核戦力再構築に一定の時間差を設けることが戦略的安定に繋がるため、解体された核戦力の再構築に要するリードタイムとして、少なくとも200の核弾頭を巡航ミサイルに搭載するのに8週間、或いは100の核弾頭を軍用航空機に搭載するのに6週間といった遅延対応(Delayed Response)措置が必要だ³⁴と指摘する。

また、従来の国際レジームとして仮想的核戦力レジームを捉える場合、仮想的核戦力レジームの包括性はレジームに参加する核兵器国にとって死活的に重要な問題となる。例えばバラル制度論的な見方に立てば、アナーキーを前提とした国際レジームでは行為主体間での合意や緩やかな義務化のもと、参加を望まない国はレジームに含まれない自由がある³⁵。今日NPTレジームにおけるインドやパキスタン、イスラエルといった国々の存在が国際社会に投げかけている問題を鑑みれば、仮想的核戦力レジームに内と外という余地を残すべきか否か、そして同レジーム参加に関する留保を認める是非については、慎重な考慮が必要となろう。

仮想的核戦力概念が即応待機態勢を解除した新たな形の核抑止力に他ならないとの見方³⁶からすれば、他国に先駆けて核戦力を再構築したり、或いは再構築可能な核戦力の規模を一方的に増強することは、仮想的核戦力レジームの存亡に対する深刻な脅威となる。それ故に、平和利用目的の原子力が軍事転用されないための検証・監視の強化も含めて、仮想的核戦力国による合意遵守の検証は政治的に極めて重要な争点事項となる。ケイ(D. Kay)は、仮想的核戦力レジームの下では協調的・敵対的・強制的な3つの検証環境を想

33 Mazarr, "The Notion of Virtual Arsenals," in Mazarr ed., *Op.Cit.*, p.15.

34 Schell, *Op.Cit.*, pp.118-119.

35 一政祐行「WMD不拡散と国連安保理による規範の形成：ガバナンス論の視座から」『国際政治』第155号、2009年、67頁。

36 Mazarr, "Virtual Nuclear Arsenals: A Second Look," in Mazarr ed., *Op.Cit.*, p.371.

定し得るとの前提に立ち、①はじめに各国が合意可能な検証のベースラインを設定し、予め検証のメカニズムが安全保障にもたらす影響や、合意への違反がもたらす結末をレジーム参加者に想起せしめる必要があること、②仮想的核戦力概念に検証のベースラインを導入し、核兵器の解体、警戒態勢、照準外し、運用実験、兵器転用可能な核分裂性物質の管理、また核戦力再構築に要求される具体的なリードタイムなど、検証対象とそのクライテリアについても検討する必要がある³⁷とする。そして、実際に信頼性のある検証のベースラインのもとでレジーム参加国と協調関係を維持しつつ、常に最新の検証技術を用いて長期に及ぶ検証・査察を遂行することになるが、今日存在する軍縮・不拡散関連の殆どの検証実施機関は、このような要求に十分応えられないのではないかと懸念³⁸を示している。こうした一方、解体された核兵器や兵器用核分裂性物質の貯蔵庫に対する包括的な検証は、そもそも技術的にも政治的にも実現不可能だという厳しい指摘³⁹もある。一般に、軍備管理・軍縮条約で高い干渉度（Intrusiveness）を持つ強力な検証制度を導入するためには、当事国同士の相互主義的な検証・査察か、或いは国際機関等の検証実施主体による厳格な秘密情報保護メカニズムの整備が不可欠である⁴⁰。仮想的核戦力レジームを実現させ、かつこれを維持してゆくためにも、秘密裏の核戦力再構築や新たな核兵器の水平拡散といった危機を早期に探知・共有できる国際検証体制の検討が重要だと言えよう。

尚、メイザーは解体された核戦力の生存性が抑止の信頼性にも直結すると位置づける⁴¹が、抑止成立の第1条件、即ち抑止の「能力」⁴²に対する十分な考慮こそ、仮想的核戦力レジームの前提条件として欠かすことのできない要素であろう。このため、例えば適切な信頼醸成措置と透明性のもとで、仮想的核戦力国がルーティーンで再構築演習を実施することは、抑止の信憑性を保つ上で重要な意味があると考えられる。

2 核戦略や核ドクトリンに関する論考

冷戦期からポスト冷戦期、そして近年の「核兵器のない世界」を巡る種々の論考においても、例えば先行不使用（NFU）や核兵器使用の唯一の目的（Sole Purpose）の設定、更

37 David Key, "The Challenge of Inspection and Verifying Virtual Nuclear Arsenals," in Mazarr ed., *Op. Cit.*, pp.106-112.

38 *Ibid.*, pp.118-120.

39 Michael Wheeler, "Reconstitution and Reassembly," in Mazarr ed., *Op. Cit.*, pp.132-133.

40 一政祐行「核軍縮と検証：CTBTを事例として」日本軍縮学会研究大会部会1『軍縮と検証』（一橋大学、2009年8月29日）。<http://www.wilmina.ac.jp/ojc/disarmament/pdf/NL03.pdf>（2010年11月21日アクセス）

41 Mazarr, "Virtual Nuclear Arsenals: A Second Look," in Mazarr ed., p.384.

42 T.V. Paul, "Complex Deterrence: An Introduction," in T.V. Paul, Patrick Morgan and James J. Wirtz eds., *Complex Deterrence: Strategy in the Global Age*, Chicago: University of Chicago Press, 2009, p.2.

に各国間の合意に基づく警報即発射態勢の解除や早期警戒情報の共有等、核兵器国の核戦略や核ドクトリンの修正を求めることによって、核戦力の脅威低減や段階的な核戦力の削減を目指すことが主流となってきた。しかし、こうしたアプローチは、核兵器国での核軍縮規範の内面化や、かかる国際規範を各国が共有し、かつ相互に了解している前提が必要となる。

仮想的核戦力概念が現実のものとなる場合にも、既存の核兵器国では核ドクトリンや戦争計画に対して大幅な変更が施されねばならない。この点について、ブラウン(H. Brown)は国際政治に対する影響力行使の手段、そして国家安全保障を究極的に依存する存在としての核兵器の持つ役割を再定義することに加えて、核兵器の運用政策における①核攻撃のタイミング(Timing)、②攻撃目標(Targeting)、③戦力規模(Sizing)の全面的な見直しが必要だと指摘する。特に、後者の運用政策の見直しにおいては、核兵器の先行使用や警報即発射の態勢から新たにNFUや遅延対応措置の導入に加えて、通常兵器と核兵器の運用を明確に線引きせねばなくなる。また、現実には仮想的核戦力レジームへと移行すれば、解体された核戦力へのカウンター・フォース打撃のリスクに備え、保管される核分裂性物質や解体済みの核弾頭、そして運搬手段等の生存性向上が重要となる。また、従来の核ドクトリンが強調してきた大規模な核兵器による報復作戦も見直されねばならず、新たに敵国の経済中心地や指揮司令部を直接の攻撃目標とした、通常戦力による選択的打撃へのシフトが求められることとなる⁴³。

これらの措置を講じて尚も、合意違反への猜疑や、新たな核兵器の水平拡散の懸念に対する心理的保証として、ごく少数の、しかし運用待機態勢に置かれた核戦力の存在が必要とされる可能性も否定できないであろう。こうした可能性を踏まえて、メイザーは仮想的核戦力に移行する初期の段階では、例えば米口が200から300、その他の核兵器国が100程度の核戦力を搭載した小規模の戦略原子力潜水艦を保持することを容認せざるを得ないであろうこと⁴⁴、更に仮想的核戦力への全面的な移行が実現した暁には、例えば新たな集団「核」安全保障といったような、何らかの国際安全保障システムの構築も検討せねばならない⁴⁵と指摘する。

3 抑止力の考え方に対する諸批判

このように、その抑止力を巡って様々なアプローチが主張されてきた仮想的核戦力概念

43 Brown, in Mazarr ed., *Op.Cit.*, pp.46-49.

44 Mazarr, "Virtual Nuclear Arsenals: A Second Look," in Mazarr ed., *Op.Cit.*, p.374.

45 *Ibid.*, p.382.

だが、その「兵器なき抑止」としての側面が核抑止論者や戦略研究者からの批判に晒されてきたことも、改めて指摘せねばならないであろう。特にその最小限抑止論 (Minimum Deterrence)⁴⁶に対する批判と共通する問題として、仮想的核戦力概念には大前提としての核兵器使用の信憑性が欠如しており、有効な核抑止は成立し得ないとの批判⁴⁷は傾聴する必要があるだろう。ウォルツ (K. Waltz) も仮想的核戦力は第二撃能力を欠いた抑止に等しいこと、そして仮想的核戦力のシステム自体に内在する不安定性、即ち相互監視と競争的な核戦力再構築による抑止という構造の危うさを挙げて、仮想的核戦力概念は支持できないとしている⁴⁸。グレイ (C. Gray) は、仮想的核戦力の概念は5核兵器国とその他の実質的な核兵器保有国それぞれに対して、今日のパワーの分布とは不釣り合いな結末をもたらすであろうこと、また遅延対応が所与の条件となる核戦力再構築のメカニズム自体、政治的にも軍事的にも違反国を利すると言わざるを得ないこと、そして実際に運用が不可能な核兵器を保持したところで、その国を「核兵器国」だと見なすものはおらず、そのために核抑止が成立するとは考えにくいこと等⁴⁹を指摘する。ウィーラー (M. Wheeler) は解体された核戦力は実戦配備された状態よりも攻撃に対して脆弱なため、有効な抑止力とは見なしにくいこと、また今日の世界においてすら、核戦力を構築・維持するために核弾頭の運搬手段、攻撃目標の設定や偵察システム、通信、調達、ロジスティクス支援等の専門化された大規模なインフラが必要であることに鑑みれば、仮想的核戦力レジームにおける核戦力の再構築とは、謂わばゼロからの核戦力整備にも等しい徒労だと批判する⁵⁰。またパーコヴィッチ (G. Perkovich) とアクトン (J. Acton) らは、解体された核戦力を監視・査察するにあたって、保管施設の位置情報の不適切な漏洩が敵国による先制第一撃の誘因となり、結果的に抑止の不安定性をもたらす危険性を指摘する⁵¹。

このように、冷戦時代の延長線上にある従来の核抑止の論理からすれば、仮想的核戦力概念は極めて不十分かつ不安定な状態だといわざるを得ない。しかしその一方で、「核兵器のない世界」に至る過渡期の状態として仮想的核戦力概念を再定義するのならば、抑止

46 梅本哲也『核兵器と国際政治：1945—1995』日本国際問題研究所、1996年、113～116頁。

47 John Baylis, "The Search for a Third Way," in Baylis and O'Neill eds., *Op.Cit.*, pp.80-81.

48 Kenneth Waltz, "Thoughts on Virtual Nuclear Arsenals," in Mazarr ed., *Op.Cit.*, p.311. 尚、最小限抑止の論理も本質的には核抑止力論に他ならないため、核の脅威は解消されないとの指摘も踏まえる必要がある。ジャック・シュタインバーガー、エッサム・ガラール、ミハイル・ミルシュテイン (著)、中須賀徳行 (訳) 『『核兵器のない世界』：それは望ましいか？必要か？』ジョセフ・ロートブラット、ジャック・シュタインバーガー、バルチャンドラ・ウドガオンカー (編)、小沼通二、沢田昭二、杉江栄一、安斎育郎 (監訳) 『核兵器のない世界へ』かもがわ出版、1995年、57～58頁。

49 Colin Gray, "To Confuse Ourselves: Nuclear Fallacies," in Baylis and O'Neill eds., *Op.Cit.*, p.10.

50 Wheeler, in Mazarr ed., *Op.Cit.*, pp.133-137.

51 Perkovich and Acton eds., *Op.Cit.*, pp.120-121.

論と核軍縮論の狭間に微妙な結節点を見出せる可能性もあるのではないだろうか。

こうした問題意識のもとに、次節では仮想的核戦力概念と核軍縮・核不拡散との関係について考察を進める。

第3章 仮想的核戦力と核軍縮・核不拡散

1 「核兵器のない世界」に対するインプリケーション

核軍縮の行程表を検討する上で、中長期的な核戦力の削減計画を巡って生じる課題は、いつ、誰が、どのようにして核兵器をゼロにするかという点である。こうした課題を巡り、近年様々なアプローチが検討されている。例えば2009年に川口元外務大臣とエバンズ（G. Evans）元豪外相を共同議長とする核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）が発表した報告書では、全ての核兵器国と実質的な核兵器保有国がそれぞれの核ドクトリンにNFUを採用し、核兵器使用の唯一の目的を核兵器に対する抑止と定めるべきこと⁵²や、全ての核兵器保有国が法的拘束力のある消極的安全保証（NSA）を宣言できる政治環境の醸成が必要だと指摘する⁵³。更に2025年を核兵器総数の最小化フェイズ（Minimization Phase）と定め、まずは米口の核兵器数を未配備のものも含めて合計1,000にまで削減することを提案する。この時点で米口以外が保有する核兵器数と、米口の核兵器数の合計が現状の約10分の1に当たる全世界2,000となるよう目指すこと、かつ全ての核兵器保有国がNFUへのコミットメントを行うこと、信頼できる戦力態勢として検証可能な核戦力の配備を進め、その警戒態勢を核ドクトリンにおいて明らかにするべきだと提案する。しかし、最小化フェイズの先の核兵器廃絶フェイズ（Elimination Phase）に至る行動計画や、具体的な目標年、また削減方法等については明確にされていない⁵⁴。

他方、より野心的なビジョンを示しているグローバル・ゼロ（Global Zero）行動計画では、2021年までに米口両国の核兵器をそれぞれ総数500まで削減させるとともに、その他の核兵器国では2018年までに核弾頭の備蓄を凍結、2021年までに適切な削減幅のもとに削減を行うこと、このとき併せて民生利用核燃料サイクルに対する保障措置の強化も実施すること、そして2019年から2023年にかけて、全ての核兵器保有国が検証と強制規定を備え、法的拘束力のある「(核兵器の) グローバル・ゼロ協定」締結に向けた交渉を行い、2030年までには同協定のもとで全ての核兵器を検証可能な状態で解体完了させるとの目標

52 Report of the International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, *Eliminating Nuclear Threats: A Practical Agenda for Global Policymakers*, Canberra: Paragon, 2009, p.75.

53 *Ibid.*, p.177.

54 *Ibid.*, pp.72-77.

を打ち出している⁵⁵。こうした現実的な核軍縮に向けた方法論の検討は、各国の研究者や実務家によっても様々に議論されている。例えば、ブレア (B. Blair) らは米国とロシアがまず核弾頭数を両国合計1,000まで削減し、戦略核戦力の警報即発射態勢を解除することで不安定性を低減させつつ、他の核兵器保有国に対して核弾頭備蓄を現在の50%にまで削減するよう要請すべきだと提案する⁵⁶。またダールダー (I. Daalder) とロダル (J. Lodal) は、「核兵器のない世界」に向けた4つのステップとして、米国が核兵器の役割を相手の核攻撃に対する抑止に限定し、未配備のものも含めた全ての核戦力を1,000まで削減すること、米国は包括的国際核管理レジーム (Comprehensive International Nuclear-control Regime) の構築と、グローバルな「核兵器ゼロの論理」について外交努力を尽くすべきだと指摘する⁵⁷。このように、核戦力の段階的削減から将来的な核兵器廃絶を求めるアプローチは枚挙にいとまがない。しかしながら、相互抑止の関係をどのように解消すればよいのか、どのタイミングで核兵器を解体・廃棄するのか、核兵器製造に関する知識をどのように管理するのか、目指すべきゴールとは地球上からすべての核兵器を廃棄することなのか、それとも少数の核兵器が残された状態でもよしとするのか、また核兵器の残存を許容するのであれば、どういった条件でどの国が核兵器を保持し続けることになるのか、或いは新たな集団安全保障のメカニズムを備えた国際機関が一定数の核戦力を管理することになるのか、「核兵器のない世界」における合意の遵守をどのように検証するのか、顕在化した新たな核の脅威にはどのように対処するのか等々、未だ答えが見出されない数多くの課題が残されている。

現時点でこれらの設問に直接的に答える万能の解は存在しないが、仮想的核戦力概念は、それぞれの設問に取り組む上で有用な視座を提供するものだと言えよう。例えば、メイザーは国際政治における核兵器の役割を低減するために、核兵器の物理的廃絶は必ずしも必要条件ではないと指摘する⁵⁸が、「核兵器のない世界」に向かうプロセスで想定しうる様々な障害に鑑みれば、核抑止のヘッジを容認する仮想的核戦力レジームへの参加は、核兵器国や実質的な核兵器保有国にとって、核兵器の廃絶を目指した核軍縮への参加より心理的なハードルは低いと言えよう。

核軍縮論が核兵器の全廃を究極的な目標に掲げ、段階的な核戦力の削減を進めるよう目

55 Global Zero Commission, "Global Zero Action Plan," February 2010. http://static.globalzero.org/files/docs/GZAP_6.0.pdf (accessed 21 February 2011)

56 Bruce Blair, Victor Esin, Matthew McKinzie, Valery Yarynich and Pavel Zolotarev, "Smaller and Safer: A New Plan for Nuclear Postures," *Foreign Affairs*, September/October 2010, pp.10-11.

57 Ivo Daalder and Jan Lodal, "The Logic of Zero," *Foreign Affairs*, November/December 2008, pp.81-82.

58 Mazarr, "The Notion of Virtual Arsenals," in Mazarr ed., *Op.Cit.*, p.13.

指してきた⁵⁹ことに関して考えるならば、仮想的核戦力概念は核兵器の廃絶という核軍縮論のテーゼを予め除外し、軍縮の不可逆性要件を根本から否定することによって、限定化された核抑止力の確保と、それによる不安定性の排除を試みた思考実験だと言える。またこうした一方で、核軍縮論の観点からも仮想的核戦力レジームを前向きに捉え、将来的に核兵器国が核軍縮に踏み出すためのイナーシャと位置づける見方⁶⁰もある。

核兵器の未来を見通すことは決して容易ではないが、将来的に仮想的核戦力概念が実現したとして、抑止論と核軍縮論との結節点が見出される機会を得られるとするならば、それは①仮想的核戦力レジームへ至る初期段階で、残された少数の配備済み核戦力が漸次解体されてゆく状況か、②仮想的核戦力レジームが安定し、かつての主要な核兵器国が膨大なコストをかけた核戦力再構築のためのインフラ維持に疲弊してくる状況だと言えるのではないだろうか。①を考えるにあたっては、渡辺が指摘するように、仮想的核戦力レジームの実現は今日の国際政治の延長線上にある大国間協調に基づく世界になり得る⁶¹ことも、予め了解されねばならないだろう。また②に関しても、核兵器国は仮想的核戦力を維持するためにどれほどの期間にわたって核兵器コンプレックスの専門家を育成・維持し、予算を確保し、核兵器組み立てのための工場や施設を保持し続けねばならないのか、そしてそうした取り組みは実際に可能なのか⁶²という設問に対して、何らかの答えを見出さねばならなくなるだろう。

2 核不拡散に及ぼしうる影響

「核兵器のない世界」が国際世論の強い関心を惹起し、原子カルネッサンスと呼ばれる今日において、新たな核拡散が国際社会の重大な懸念事項となって久しい。例えば2010年の『核態勢見直し報告書』や、2008年に米国外交問題評議会（CFR）が発表した『米国核兵器政策（US Nuclear Weapons Policy）』においても、核兵器のグローバルな廃絶を目指す長い道りにおいては、核拡散と核テロに有効に阻止するための国際協力の重要性を指摘する⁶³。既に述べたとおり、仮想的核戦力レジームの下では仮想的核兵器国間での再構築の相互監視と、定常的な検証・査察を以て、新たな核兵器の垂直拡散に対応するとされ

59 一政祐行「軍備管理・軍縮・不拡散交渉と国連システム：核兵器をめぐる『持てるものと持たざるもの』の構造問題への一考察」『国連研究』第10号、2009年、157頁。

60 Perkovich and Acton eds., *Op.Cit.*, p.120.

61 Akio Watanabe, "A Japanese Reaction," in Mazarr ed., *Op.Cit.*, p.357.

62 Perkovich and Acton eds., *Op.Cit.*, p.121.

63 Nuclear Posture Review Report, U.S. Department of Defense, 6 April 2010, p.iv. <http://www.defense.gov/npr/docs/2010%20nuclear%20posture%20review%20report.pdf> (accessed 25 April 2010); CFR Independent Task Force, *U.S. Nuclear Weapons Policy*, Council on Foreign Relations, 2009, p.43. http://i.cfr.org/content/publications/attachments/Nuclear_Weapons_TFR62.pdf (accessed 20 October 2010)

てきた。また解体された核戦力は個別に保管されるため、仮にそれらの一部が奪取されるか、或いは闇の核市場等へ違法に売却・流通された場合でも、そのままでは兵器化することができないため、運用面で今日の核兵器が置かれた状況と比較すれば、核拡散や核テロのリスクは相当に低減されることになる。

こうした一方で、核兵器の水平拡散に及ぼす政治的・軍事的影響という観点からすれば、仮想的核戦力概念は諸刃の剣だと言わざるを得ない側面もある。今日において核兵器が水平拡散する要因を考えると、①核兵器を保有することで国家の威信を高めようとする意図があるときや、②核威嚇の脅威を低減するための措置として、或いは核兵器が国家の生存を図るための手段となることを期待するとき、若しくは③拡大核抑止の受益者としての立場を離れて独自の外交・安全保障政策を展開するために、核兵器に軍事的・心理的保証を求めるとき等の理由が考えられる。こうした核拡散の動機を国際テロリスト等も含めた非国家主体の視点に置き換えるならば、それが既存の国際安全保障秩序に対する挑戦や、国家に非対称的脅威を与えるための手段である可能性も考慮する必要があるだろう。

しかし、これまで検討してきたことに鑑みれば、核兵器国が仮想的核戦力レジームに移行する背景とは、あくまでも核兵器国としての特権的地位や核抑止力を大きく損なうことなく、実戦配備された大規模な核戦力に起因する戦略的・非戦略的なリスクは低減したいといった、核兵器国としての論理や意図が働いていることに他ならない。即ち、結局のところ仮想的核戦力レジームが核兵器を「持てるもの」と「持たざるもの」との構造的な格差を縮めることはなく、核兵器がもたらした冷戦期以来の国際政治におけるパワーの分布を持続させるものと言わざるを得ない。この場合、拡散者にとっては前述した水平拡散の要因のうち、②の核威嚇の脅威は実質的に低減され得るものの、①や③の動機については何ら変化しないことになる。このように仮想的核戦力レジームが核不拡散に及ぼす影響は、限定的なものに留まると言わざるを得ないであろう。

おわりに

これまで見てきたとおり、「核兵器のない世界」が様々なレベルで議論され、核軍縮・核不拡散の推進と核抑止力の維持の両立、そして幅広い意味での国際安全保障環境の安定が模索されるなか、仮想的核戦力概念が突きつけた「兵器なき抑止」の考え方や合意遵守の検証、そして合意違反に対する抑止としての核戦力再構築といった数々の問題提起の含意について、それらへの反論も含めて、改めて噛み締めるべき時が来ているのではないだろうか。

仮想的核戦力概念を巡っては、かつて核軍縮論者からは核の脅威の正当化や軍縮の不可逆性要件への抵触、そして核兵器にまつわる差別的構造を固定化してしまうといった点が問題視され、また核抑止論者からは同概念自体が内包する不安定性の問題や実現可能性、第二撃能力の低下を招く核戦力再構築の考え方等が厳しく批判されてきた。しかし、今日の「核兵器のない世界」を巡る議論でも容易に見通すことのできない、まさにICNND報告書が言うところの「最小化フェイズ」と「核兵器廃絶フェイズ」の中間に位置するであろう、可視的な核抑止力が存在する世界と、核軍縮に向けて一步を踏み出す世界との架橋として、仮想的核戦力概念が提起した課題には再考の価値があると言えよう。

（いちまさすけゆき 政策研究部防衛政策研究室教官）